

平成26年度具体的取り組み

■基本テーマ1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

●重点目標1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向(1) 町の施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【参考】

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)		平成27年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・審議会や委員会等への女性の登用促進 (男女の登用率を均衡にする)	・別紙各委員会について、町条例に基づき、男女登用率が均衡(男女片方の性の比率が40%を下回らない)となるように努める。	各種委員会等委員	各課	25～29		各種委員会・審議会委員選任時に男女登用率が均衡となるよう努めていく。	各種委員会・審議会委員選任時に男女登用率が均衡となるよう努めている。	通年	各種委員会・審議会委員選任時に男女登用率が均衡となるよう努めた。	通年	・各種委員会・審議会委員選任時に、男女登用率が均衡となるよう努める。
		・委員選任方法改善検討の推進	各種委員会等委員	各課	25～29		男女共同参画行政推進会議にて検討する。	選任の際には男女登用率が均等となるよう、行政推進会議で確認。また、同じ人が複数の委員を掛け持ちする状況があるため、数値の達成だけでなく、多くの人が参画できるよう配慮する。	5月	選任の際には男女登用率が均等となるよう、行政推進会議で確認。また、同じ人が複数の委員を掛け持ちする状況があるため、数値の達成だけでなく、多くの人が参画できるよう配慮した。	5月	男女共同参画行政推進会議で、各種委員選任の際には男女登用率が均衡となるよう努めることを確認。あわせて、特定の人に偏らず多くの人が参画できるような配慮も必要であることを所属機関等へ周知する。
②	・男女共同参画リーダーの養成促進	・県等主催男女共同参画関係研修事業広報及び候補者派遣	男女共同参画リーダー候補者	社会教育課	25～29	通年	町男女共同参画推進会議会員等に県などが主催する研修会等を案内し、参加推進を図る。	よりん彩主催各種研修事業の開催案内を男女共同参画推進会議、女性団体連絡協議会等に情報提供を行っている。	通年	よりん彩主催各種研修事業の開催案内を男女共同参画推進会議、女性団体連絡協議会等に情報提供を行った。	通年	町男女共同参画推進会議会員等に県などが主催する研修会等を案内し、参加推進を図る。

施策の方向(2) 地域の様々な分野における男女共同参画の促進(自治会、PTA等)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)		平成27年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・自治会等への女性役員登用の啓発	・区長会での男女共同参画の啓発	各区長	総務課	25～29	11月	各区長あてに、女性役員を積極的に登用し自治会における男女共同参画を推進してもらうよう依頼文書を送付する。	未実施(11月下旬に依頼文書を送付予定)	11月	部落役員における女性の登用促進について、各区長に文書で依頼した。	11月	部落役員における女性の登用促進について、各区長に文書で依頼する。
		・女性消防団加入促進及び自主防災組織への女性の登用啓発	町民	総務課	25～29	秋頃	町で実施予定の防災訓練に体験入団という形で女性消防団と一緒に炊き出し等の後方支援活動や住宅火災警報器の普及啓発に取り組んでもらう。	未実施(防災訓練12月実施予定)	3月	3月8日実施の防災訓練時に女性消防団入団希望者3名が参加。各種体験事業を実施した。	通年	町で実施予定の防災訓練で、体験入団というかたちで女性消防団と一緒に活動してもらおう。小型可搬ポンプの取り扱いも行えるように訓練を行う。
		・自治会組織の実態調査	各区長	総務課 企画情報課 社会教育課	25～29	11月～1月 6～8月	(総務課) 各区長に次年度部落役員報告書の提出を依頼する際、部落の運営にかかわる方のうち女性の占める人数についても報告を依頼する (総務課) (企画情報課) 新部落役員の報告をまとめ、女性登用状況を調査する。 (社会教育課) 調査方法検討会の開催及び調査方法検討。	(総務課) 未実施(11月下旬、各区長に次年度部落役員報告書の提出を依頼する際、部落の運営にかかわる方のうち女性の占める人数について報告を依頼) (企画情報課)部落役員の変更があった後、調査を行う。	11月 1月	(総務課) 11月下旬、各区長に次年度部落役員報告書の提出を依頼する際、部落の運営にかかわる方のうち女性の占める人数について報告を依頼した。 (企画情報課)部落役員の変更があった後、調査を行った。 (女性区長6/156人、3.8%)	12月～1月 7月	(総務課) 部落運営にかかわる方の男女別人数について調査を実施する。 (企画情報課) 新部落役員の報告をまとめ、女性登用状況を調査する。 (社会教育課) 調査方法検討会開催及び調査方法の検討を行う。

施策の方向(3) 女性のエンパワーメントの促進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・能力開発講座等の開催と情報の提供	・講座開催等の情報提供	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 鳥取県主催の講演会情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシの公共施設への配架などを行う。	(商工観光課・社会教育課) 鳥取県主催の講演会情報提供を行った。	随時	(商工観光課・社会教育課) 鳥取県主催の講演会情報提供を行った。	随時	(商工観光課・社会教育課) 鳥取県や各種機関が主催する講座のチラシ配架などの情報提供を行う。

●重点目標2 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進、学習機会の充実

施策の方向(1) 全町的な広がりを持った広報・啓発活動の展開

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・男女共同参画に関する相談窓口の設置	・企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応	町民	企画情報課	25～29	通年	相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応する。	相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応している。	通年	相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応した。	通年	企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応する。
②	・男女共同参画フォーラム開催の支援	・男女共同参画推進会議のフォーラム開催を支援する。	町民	社会教育課	25～29	7月	第10回琴浦町男女共同参画フォーラムの開催を支援する。	10月31日に開催予定。	10月	10月31日(金)、赤碓地域コミュニティセンターで開催。	7月	第11回琴浦町男女共同参画フォーラムの開催を支援する。
③	・プランの普及・促進	・各種広報手段でのプランPR(男女共同参画についての認知度100%を目指す)	町民	社会教育課	25～29	通年	ダイジェスト配布等によりPRを行う。	男女共同参画講演会参加者にプランダイジェストを配布、取組み概説を行った。	6月、10月	男女共同参画講演会等で参加者にプランダイジェストを配布、取組み概要の周知を行った。	通年	講演会等でプランのダイジェスト版配布等を行い、PRに努める。
		・平成25年度にプランダイジェストを作成、適期配布を行う(講演会等機会を捉えて)	町民	企画情報課 社会教育課	25～29	随時 通年	各種講演等の機会にダイジェスト配布を行う。	社会教育課が実施する各種講演等の機会に、ダイジェスト版を作成し配布を行う。	随時	社会教育課が実施する各種講演等の機会に、ダイジェスト版を作成し配布を行った。	随時	各種講演等の機会にダイジェスト版配布を行う。
④	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画週間(毎年6月23～29日)をPR	町民	社会教育課	25～29	6月	広報ことうら6月号に週間PR記事を掲載、またホームページ等での広報を行う。	広報ことうら6月号及び町ホームページで男女共同参画週間をPRした。	6月	広報ことうら6月号及び町ホームページで男女共同参画週間をPRした。	6月	広報ことうら6月号に週間PR記事を掲載、またホームページ等での広報を行う。
⑤	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画人材の情報提供	町民	社会教育課	25～29	通年	よりん彩ネット登録人材の情報提供、町内人材の情報提供を相談に応じて行う。	男女共同参画に関する講演会等の実施相談がある時に、よりん彩ネット登録人材等の情報提供を行った。	通年	男女共同参画に関する講演会等の実施相談がある時に、よりん彩ネット登録人材等の情報提供を行った。	通年	よりん彩ネット登録人材の情報提供、町内人材の情報提供を相談に応じて行う。
		・人権図書コーナーの充実	町民	社会教育課	25～29	通年	男女共同参画に関する図書購入・資料整備を行う。	男女共同参画に関する図書購入・資料整備を行った。	通年	男女共同参画に関する図書購入・資料整備を行った。	通年	男女共同参画に関する図書購入・資料整備を行う。
		・広報等で各種研修機会等の情報提供	町民	社会教育課 人権・同和教育課	25～29	通年 6月 9月	(社会教育課) 町報、各公共機関でのチラシ配架等により情報提供を行う。 (人権・同和教育課) 東伯文化センターだより、音声告知により同和問題懇談会について情報提供	(社会教育課) (人権・同和教育課) 東伯文化センターだより、音声告知により同和問題懇談会について情報提供を行った。	通年 6月 9月	(社会教育課) 広報やチラシ配架等で各種研修機会等の情報提供を行った。 (人権・同和教育課) 東伯文化センターだより、音声告知により同和問題懇談会について情報提供を行った。	5～6月頃	(社会教育課) 町報、各公共機関でのチラシ配架等により情報提供を行う。 (人権・同和教育課) 町ホームページ、音声告知等による情報提供を行う。

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・男女共同参画社会実現に関する講演会の開催	・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6～8月	地区公民館と連携し、町内3会場で講演会を開催する。	八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄地区公民館と講演会を共催した。 演題:あなたの知らない カラダの話 講師:ミオ・ファティリティ・クリニック 看護師 葉山美紀子さん 内容:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	6月13日	八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄地区公民館と講演会を共催した。 演題:あなたの知らない カラダの話 講師:ミオ・ファティリティ・クリニック 看護師 葉山美紀子さん 内容:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	6～8月	地区公民館と連携し、町内6会場で講演会を開催する。

●重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進(新規)

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った行政施策の見直し(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識にとられない学校運営の推進	・PTA活動の充実	保護者	教育総務課	25～29	随時	学校行事、地域活動、PTA活動などが、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう、留意する。	学校行事、地域活動、PTA活動などの場において、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意しながら事業を行った。	随時	学校行事、地域活動、PTA活動などの場において、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意しながら事業を行った。	随時	学校行事、地域活動、PTA活動などが性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう、企画立案・実施・評価の際に点検を行う。
		・職場内(校内)研修の充実	教職員	教育総務課	25～29	随時	固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行について点検と見直しを行う。	固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行が無い、職員会議等で点検を行った。	随時	固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行が無い、職員会議等で点検を行った。	随時	固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行が無い点検を行う。 個人の尊重、男女の平等・相互理解と協働についての理解を深める学習指導を行う。
②	・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	・研修会の開催	保護者	社会教育課	25～29	年間	各小中学校・子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する。開催照会の際には、町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例リストを提供し、条例遵守の呼びかけ及び関連内容開催推進を図る。	各小中学校での家庭教育講座開催を依頼する際に、町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例リストを提供し、条例遵守の呼びかけ及び関連内容開催推進を図った。	年間	各小中学校での家庭教育講座開催を依頼する際に、町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例リストを提供し、条例遵守の呼びかけ及び関連内容開催推進を図った。	年間	各小中学校・子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する。開催照会の際には、町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例リストを提供し、条例遵守の呼びかけ及び関連内容開催推進を図る。
③	・男女共同参画に関する学習機会の充実	・教育・啓発活動の実施。	町民	人権・同和教育課	25～29	6月 9月	東伯文化センター同和問題懇談会でワークショップを開催する。 テーマ:「もっと知りたい、DVのこと」	民館) 9月25日(開催場所:上郷地区公民館) 東伯文化センター同和問題懇談会でワークショップを開催した。 テーマ:「もっと知りたい、DVのこと」 ※今年度の人権・同和教育部落懇談会のねらいを「男女共同参画と人権尊重のまちづくりについて考えよう」として、教材を作成。(町人権・同和教育推進協議会) 懇談会実施は11月以降。	6月 9月	6月25日(開催場所:古布庄地区公民館) 9月25日(開催場所:上郷地区公民館) 東伯文化センター同和問題懇談会でワークショップを開催した。 テーマ:「もっと知りたい、DVのこと」 ※今年度の人権・同和教育部落懇談会のねらいを「男女共同参画と人権尊重のまちづくりについて考えよう」として、教材を作成。(町人権・同和教育推進協議会)	5～6月頃 8月頃	(人権・同和教育課)文化センターの懇談会で、「DVと人権」についての学習機会を提供する。 町人権・同和教育推進協議会広報紙で、啓発記事の掲載をする。
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6～8月	地区公民館と連携し、町内3会場で講演会を開催する。	八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄地区公民館と講演会を共催した。 演題:あなたの知らない カラダの話 講師:ミオ・ファティリティ・クリニック 看護師 葉山美紀子さん 内容:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	6月13日	八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄地区公民館と講演会を共催した。 演題:あなたの知らない カラダの話 講師:ミオ・ファティリティ・クリニック 看護師 葉山美紀子さん 内容:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	6～8月	地区公民館と連携し、町内6会場で講演会を開催する。
		・各種フォーラム、研修、講演会等での託児サービスの充実	町民	各課	25～29	通年	各種研修機会に必要に応じて託児を設定する。	各種研修機会に、必要に応じて託児を設定し、周知している。	通年	各種研修機会に、必要に応じて託児を設定し、周知した。	7～11月	6～8月 男女共同参画講座 7月(予定) 男女共同参画フォーラム 10月(予定) まなびのつどい等の機会に託児を設定する。
④	・男女共同参画プラン実施計画の見直し・検討	・本実施計画についての施策効果の検証・評価により計画の見直し、検討を行う。	町職員	各課	25～29	10～12月	オータムレビュー時期に施策効果の検証・評価を行い、進捗状況により次年度の計画について検討する。	上半期の事業進捗状況を確認し、施策効果の検証・評価を行い、次年度の計画について検討する。	10月、3月	オータムレビュー時期と年度末に施策効果の検証・評価を行い、進捗状況により次年度の計画について検討した。	10月、3月	オータムレビュー時期に施策効果の検証・評価を行い、進捗状況により次年度の計画について検討する。

施策の方向(2) 子どもの頃から男女共同参画の視点を取り入れた学校教育等の学習や体験の実施(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)		平成27年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・学校教育等における男女共同参画の視点を持った指導の充実	・インターネット、携帯等メディアとの接し方及びデートDVについての指導	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	通年	ケータイ・インターネット教育推進員による児童生徒、家庭への啓発を推進する。	中学校の生徒・保護者を対象に、ケータイ・インターネット教育啓発リーフレットの配布を行った。	12月	中学校の生徒・保護者を対象に、スマートフォン・フィーチャーフォンなどでのインスタントメッセージャーによるコンタクトリスクや、メディアリテラシーに関する学習を行った。	随時	中学校の生徒・保護者を対象に、スマートフォン・フィーチャーフォンなどでのインスタントメッセージャーによるコンタクトリスクに対する啓発や、メディアリテラシーに関する学習や研修の機会を設定する。
		・図書室の情報コーナー設置	児童・生徒	教育総務課	25～29	随時	情報コーナー等を活用し、男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動を推進する。	情報コーナー等を活用し、広報・啓発を行った。	随時	情報コーナー等を活用し、広報・啓発を行った。	随時	情報コーナー等を活用し、男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動を行う。
		・子ども相談機能の充実(スクールカウンセラー)	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	通年	各中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者等の相談に対応する。	各中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者等の相談に対応した。	通年	各中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者等の相談に対応した。	通年	各中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者等の相談に対応した。
		・人権・同和教育の充実	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	学校教育全体を通じて、互いの性を理解し合える男女平等の意識を高める教育を推進する。	学校教育全体を通じて、互いの性を理解し合える男女平等の意識を高める教育を推進した。	通年	学校教育全体を通じて、互いの性を理解し合える男女平等の意識を高める教育を推進した。	通年	学校教育活動全体を通じて、互いの性を理解し、互いの人格をし、相手を思いやる男女平等の心情や態度を育てる教育を推進する。
		・学習場面、学校行事において男女が協力し合う教育活動の推進	児童・生徒	教育総務課	25～29	6月	職場体験学習を実施し、生徒の性別役割分担意識にとらわれない進路指導と職業観の育成に努める。	中学校生徒を対象とした職場体験学習を実施し、生徒の性別役割分担意識にとらわれない進路指導と職業観の育成を図った。	6月	中学校生徒を対象とした職場体験学習を実施し、生徒の性別役割分担意識にとらわれない進路指導と職業観の育成を図った。	6月	学校生活を通じ、男女の別なく分担し、互いに助け合うことの大切さを認識する指導を行う。 中学生を対象に職場体験学習等を実施し、生徒の性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成と男女の相互理解と協働の認識を深める指導を行う。
②	・教育関係者の男女共同参画に関する意識の啓発	・教育関係者を対象とした研修機会設定	教育関係者	教育総務課 社会教育課	25～29	通年	(教育総務課) 教職員の男女共同参画についての認識を高めるための研修会参加の機会を提供する。 (社会教育課) 各地区公民館と連携して行う男女共同参画研修への参加推進を行う。	町主催講演会、男女共同参画フォーラム等に教育関係者への参加推進を行った。	通年	町主催講演会、男女共同参画フォーラム等に教育関係者への参加推進を行った。	随時	(教育総務課) 教職員の男女共同参画についての認識を深めるため、教職員の町主催の講演会、男女共同参画フォーラム等への積極的な参加推進を行う。 (社会教育課) 各地区公民館と連携して行う男女共同参画講演会への参加推進を行う。

■基本テーマ2 職場・家庭・地域において多様な生き方を選択できる社会の実現

●重点目標4 職場における男女平等の推進

施策の方向(1) 男女がともに能力が発揮できる職場づくり

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・女性の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	・一般事業主行動計画作成推進啓発及び特定事業主行動計画遵守点検	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	今年度中	(商工観光課) 労働局作成パンフレット等の配布を行う。 (総務課) 第2次特定事業主行動計画を策定する。	(商工観光課) 町内企業研修会で労働局作成パンフレット等の配布を行った。 (総務課) 第2次特定事業主行動計画の策定に関して、8月に職員等にアンケート調査を実施。	6月	(商工観光課) 町内企業研修会で労働局作成パンフレット等の配布を行った。 (総務課) 第2次特定事業主行動計画の策定に関して、8月に職員等にアンケート調査を実施した。パブリックコメントを実施し、3月に決定。	年間	(総務課) 第2次特定事業主行動計画の内容を職員に周知するとともに、計画を着実に実行する。 (商工観光課) 労働局作成パンフレット等の配布を行う。
②	・賃金格差の解消に向けた啓発活動の推進	・広報等で啓発	町内事業所	商工観光課	25～29	通年	事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図る。	(商工観光課) 町内企業研修会で事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図った。	6月	(商工観光課) 町内企業研修会で事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図った。	通年	事業所への通知や、講演時にパンフレットを送付等、周知を図る。
③	・再就職に向けた支援活動の促進	・就労に関する研修会等の開催と広報などによる情報提供	町内事業所 再就職希望者	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行った。	6月	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行った。	通年	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。
④	・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課 社会教育課 町民生活課	25～29	10月	町ホームページでの広報を行う。	(商工観光課) 「琴浦町育児休業促進奨励金」の周知を図った。	4月	(商工観光課) 「琴浦町育児休業促進奨励金」の周知を図った。	通年	(商工観光課) 「琴浦町育児休業促進奨励金」の周知を図る。
⑤	・企業の管理職を対象とした男女共同参画研修の実施	・事業所内研修の開催推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	6月	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 事業所内研修開催推進依頼通知を町内一定規模以上の事業所に送付する。	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で「琴浦町育児休業促進奨励金」の周知を図った。	6月	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で「琴浦町育児休業促進奨励金」の周知を図った。	6月	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 事業所内研修開催推進依頼通知を町内一定規模以上の事業所に送付する。
⑥	・セクシュアル・ハラスメントの対策と相談窓口の設置	・セクシュアル・ハラスメント相談体制の整備と相談窓口の設置、並びに対策推進と相談窓口設置啓発	町内事業所	総務課 商工観光課	25～29	4月、夏頃	(総務課) 職員向けに相談窓口の周知を図る (商工観光課) 事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図る。	(総務課) 管理職会においてハラスメント防止要綱、内部相談窓口、外部相談窓口を周知。 (商工観光課) 町内企業研修会で事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図った。	4月、7月 6月	(総務課) ハラスメント防止要綱を3月1日に改正。苦情処理ではなく、職員の意識啓発に軸足を置いて取り組むこととした。 内部相談窓口を充実(保育園・子ども園の相談員の配置)し、外部相談窓口とともに管理職会等で周知した。 (商工観光課) 町内企業研修会で事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図った。	4月	(総務課) 職員向けに相談窓口の周知を図る。 (商工観光課) 事業所への通知や講演時のパンフレット送付等で周知を図る。

施策の方向(2) 女性の能力開発促進のための支援

第2次 NO	具体的施策	実施計画			平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み			
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・企業における女性の能力発揮のための積極的取り組みの推進	・女性のための資格や技術の習得支援と情報提供	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 事業所への通知時に研修案内を送付、周知を図る。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。	(商工観光課) 町内企業研修会で事業所への通知時に研修案内を送付、周知を図った。 (社会教育課) 県・男女共同参画センターよりん彩が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行った。	6月	(商工観光課) 町内企業研修会で事業所への通知時に研修案内を送付、周知を図った。 (社会教育課) 県・男女共同参画センターよりん彩が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行った。	通年	(商工観光課) 事業所への通知発送時に研修案内を送付、情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援(新規・再掲)

第2次 NO	具体的施策	実施計画			平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み			
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・男女雇用機会均等法の周知	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課	25～29	6月	人権・同和对策雇用促進協議会研修会で情報提供を行う。	人権・同和对策雇用促進協議会研修会で「ワークライフ・バランスと長時間労働」の講演を行った。	6月	人権・同和对策雇用促進協議会研修会で「ワークライフ・バランスと長時間労働」の講演を行った。	6月	人権・同和对策雇用促進協議会研修会で情報提供を行う。
②	・多様な働き方を可能とする制度等の啓発促進	・町内事業所の勤務制度にかかる条件整備促進、啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	通年	(商工観光課) 事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布する。 (総務課) 昨年度に引き続き取り組む。	(商工観光課) 町内事業所研修会で事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布した。 (総務課) 管理職会(4月1日)で、職員の休暇、育児短時間等の制度を周知した。	6月 4、7月	(商工観光課) 町内事業所研修会で事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布した。 (総務課) 管理職会(4月1日)で、職員の休暇、育児短時間等の制度を周知した。	通年	(総務課) 管理職会等を通じて、職員の休暇、育児短時間等の制度を周知するなど引き続き取り組む。 (商工観光課) 事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランス等に関するパンフレットを配布する。
③	・「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	社会教育課 商工観光課	25～29	通年	認定企業の取組みを紹介するパンフレットを町内一定規模以上の事業所に送付、PRを行う。	商工会議所等へパンフを配架した。	随時	商工会議所等へパンフを配架した。	通年	認定企業の取組みを紹介するパンフレットを町内一定規模以上の事業所に送付、PRを行う。
④	・「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	社会教育課 商工観光課	25～29	通年	認定企業の取組みを紹介するパンフレットを町内一定規模以上の事業所に送付、PRを行う。	商工会議所等へパンフを配架した。	随時	商工会議所等へパンフを配架した。	通年	認定企業の取組みを紹介するパンフレットを町内一定規模以上の事業所に送付、PRを行う。

●重点目標5 農林漁業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 農業、商工業等の関係団体・組織を対象とした男女共同参画意識の啓発活動の推進(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識の解消	・広報・啓発の推進	農林漁業 商工自営業者	社会教育課 商工観光課 農林水産課	25～29	通年	各種団体、事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布するなど男女共同参画プラン等についての情報提供を行う。 農業の振興は経営主だけで行うものではないので認定農業者以外の女性を協会の会員として加入をはかり一緒に活動を行う。	人権・同和対策雇用促進協議会研修で「ワークライフ・バランスと長時間労働」の講演を行った。 農業の振興は経営主だけで行うものではないので認定農業者以外の女性を協会の会員として加入をはかり一緒に4町交流会活動を行った。	6月 7月	人権・同和対策雇用促進協議会研修で「ワークライフ・バランスと長時間労働」の講演を行った。 農業の振興は経営主だけで行うものではないので認定農業者以外の女性を協会の会員として加入をはかり一緒に4町交流会活動を行った。	通年	(商工観光課) 各種団体、事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布するなど、男女共同参画プラン等についての情報提供を行う。 (農林水産課) 農業の振興は経営主だけで行うものではないので認定農業者以外の女性を協会の会員として加入をはかり一緒に活動を行う。

施策の方向(2) 方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・方針決定の場への女性の参画の促進	・認定農業者協議会・女性部会の活動支援	認定農業者	農林水産課	25～29	通年	役員会への女性正副部長の参加	役員会への女性正副部長の参加要請	9月	役員会への女性正副部長の参加要請を行った。	通年	役員会への女性正副部長の参加要請を行う。

施策の方向(3) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・女性の認定農業者の取得推進	・家族経営協定締結者に対し、再申請時に共同申請啓発情報提供を行う。	家族経営協定締結者	農業委員会事務局 農林水産課	25～29	通年	認定農業者再申請時に共同申請啓発情報提供を行う。	再申請時に共同申請を推進した。	通年	再申請時に共同申請を推進した。	通年	認定農業者再申請時に共同申請の啓発情報提供を行う。
②	・就業環境の整備	・家族経営協定締結促進 ・家族経営協定連絡会支援(補助及び事務局) ・家族経営協定推進	農業者 商工業・漁業 林業自営業者	農業委員会事務局 商工観光課 農林水産課	25～29	通年	(農林・農委) 農業委員会と連携して推進する。	家族経営協定の締結を行った。(5家族)	4月～9月	家族経営協定の締結を行った。(5家族)	通年	家族経営協定締結を推進する。

●重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 施策の方向(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・地域社会における性別による固定的な役割分担意識や慣習を見直す啓発活動の促進	・広報・啓発活動の促進	町民	人権・同和教育課 社会教育課	25～29	通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。	(人権・同和教育課)10月19日開催の「差別をなくする町民のつどい」で、2次プラン概要版を配布した。(社会教育課)未実施。10月31日開催男女共同参画フォーラムにてワーク・ライフ・バランスチラシを配布する予定。	10月	(人権・同和教育課)10月19日開催の「差別をなくする町民のつどい」で、2次プラン概要版を配布した。(社会教育課)10月31日開催男女共同参画フォーラムにてワーク・ライフ・バランスチラシを配布した。	未定 5～6月頃	(人権・同和教育課) 町人権・同和教育推進協議会広報紙による啓発を行う。 文化センター懇談会で、啓発資料等を配布する。 (社会教育課) 各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。
②	・男性の育児休暇の取得の促進	・取得しやすい職場の環境整備啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	通年	(商工観光課) 新たに設置した育児休業促進奨励金支給事業の制度周知を行う。(総務課) 制度を積極的に周知するとともに、取得しやすい環境整備を進める。	(商工観光課) 新たに設置した琴浦町育児休業促進奨励金支給事業の制度周知を図った。(総務課) 4月の管理職会において休暇制度全般について周知を図った。	4月	(商工観光課) 新たに設置した琴浦町育児休業促進奨励金支給事業の制度周知を図った。(総務課) 4月の管理職会において休暇制度全般について周知を図った。	通年	(総務課) 制度を積極的に周知するとともに、取得しやすい環境整備を進める。 (商工観光課) 育児休業促進奨励金支給事業等の制度周知と取得促進を図る。
		・母子手帳交付時に育児休暇制度を啓発	保護者等	健康対策課	25～29	随時	・母子手帳交付時に育児休暇制度を啓発する。	母子手帳交付時に育児休暇制度の啓発を行った。	随時	母子手帳交付時に育児休暇制度の啓発を行った。	随時	・母子手帳交付時に育児休暇制度および、育児休業給付金の啓発を行う。
③	・家事・子育て・介護等の講座の開催	・子育て講座等の開催	町民	社会教育課 町民生活課	25～29	年間 6月～2月	(社会教育課) 各小中学校・子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する。開催照会の際には、町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例リストを提供し、条例遵守啓発と関連内容開催推進を図る。 (町民生活課) 保育園でのペアレントトレーニング開催 3回×1会場	(町民生活課) 保育園でのペアレントトレーニング開催 3回×1会場 (社会教育課) 子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する際に、町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例リストを提供し、条例遵守啓発と関連内容開催推進を図った。	9, 10月	(町民生活課) 保育園でのペアレントトレーニング開催 3回×1会場 (社会教育課) 子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する際に、町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例リストを提供し、条例遵守啓発と関連内容開催推進を図った。	通年	(町民生活課) 保育園でのペアレントトレーニング開催 (社会教育課) 町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例に照らした家庭教育講座を各小中学校・子育て支援センターと共催で開催する。
		・介護研修の実施	町民	福祉課	25～29		実施に向けて検討する。	実施予定なし。		未実施	随時	高齢者クラブ総会、敬老会、地域のサロン等で要望に応じ、介護等の講座を開催する。
		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 健康対策課	25～29	通年 通年	(社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室を開催する。 (健康対策課) ・指導者として食生活改善推進員を派遣する。 ・保育園、小学生、中学生の父親を対象に男子キッチンを実施予定	(健康対策課) ・指導者として食生活改善推進員を派遣した。 ・男子キッチンは実施に向け計画中 (社会教育課) 各地区公民館で男性を対象にした料理教室を開催した。	通年	(健康対策課) ・指導者として食生活改善推進員を派遣した。 ・男子キッチンは実施に向け計画中 (社会教育課) 各地区公民館で男性を対象にした料理教室を開催した。	通年	(健康対策課) ・指導者として食生活改善推進員を派遣する。 ・保育園、小学生、中学生の父親を対象に男子キッチンを実施する。 (社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室を開催する。

施策の方向(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て介護の支援

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月~9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・職場中心の意識・ライフスタイルの見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについて広報等で啓発	町民	商工観光課 社会教育課	25~29	通年	(商工観光課) 人権・同和对策雇用促進協議会研修で企業の管理職向けに「ワークライフバランス」の講演会を開催する。 (社会教育課) 各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。	(商工観光課) 人権・同和对策雇用促進協議会研修で企業の管理職向けに「ワークライフバランス」の講演会を開催した。	6月	(商工観光課) 人権・同和对策雇用促進協議会研修で企業の管理職向けに「ワークライフバランス」の講演会を開催した。	通年	(商工観光課) 人権・同和对策雇用促進協議会研修等で、企業の管理職向けに「ワーク・ライフ・バランス」を含めた講演会等を企画する。 (社会教育課) 各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。
②	・ファミリーサポートセンターの充実	・ファミリーサポートセンターの会員登録の推進と、休日保育との連携をはかり、利用者の利便性を図る。	町民	町民生活課	25~29	通年	ファミリーサポートセンターと子育て支援センター及び休日保育連携(遊びの広場の開催等) 会員交流会の開催。	ファミリーサポートセンターと子育て支援センター及び休日保育との連携を図った。	通年	ファミリーサポートセンターと子育て支援センター及び休日保育との連携を図った。	通年	ファミリーサポートセンターと子育て支援センター及び休日保育との連携(遊びの広場の開催等) 会員交流会の開催。
③	・放課後児童クラブの充実	・放課後子ども教室事業との連携	児童・生徒	町民生活課	25~29	随時	担当者指導員間で、参加児童の情報共有の機会を持った。↔	未実施		未実施	随時	連携に向け、担当者間で情報共有の機会を持つ。
		・必要に応じ各小学校校区に児童クラブを設置	児童・生徒	町民生活課 人権・同和教育課	25~29	通年	関係機関と実施場所、受入人数等について協議した。 (人権・同和教育課) 地域の実情にあった実施場所等について、関係機関と協議を行った。	(町民生活課) 関係機関と実施場所、受入人数等について協議した。 (人権・同和教育課) 地域の実情にあった実施場所等について、関係機関と協議を行った。	7月	(町民生活課) 関係機関と実施場所、受入人数等について協議した。 (人権・同和教育課) 地域の実情にあった実施場所等について、関係機関と協議を行った。	-	各小学校校区に設置済
		・支援が必要な児童に対応するための指導員研修会への参加を促進する。	指導員	町民生活課 人権・同和教育課	25~29	6・8・9月	県主催の指導員研修に参加した。 町民生活課主催の保育士研修に参加を開催する。	県主催の指導員研修に参加した。	7, 8月	県主催の指導員研修に参加した。	随時	県主催の指導員研修に参加する。 町民生活課主催の保育士研修に参加する。
④	・育児・介護を行う労働者に対する情報提供	・随時妊娠・出産・育児・介護に関する制度を紹介	町民	健康対策課 福祉課	25~29	随時	(健康対策課) 母子手帳交付時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度を紹介する。 (福祉課) 介護保険申請時に制度説明。希望により部落への出前説明を実施する。	(健康対策課) 母子手帳交付時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度を紹介した。 (福祉課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布を行っている。希望により部落への出前説明を実施する。		(健康対策課) 母子手帳交付時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度を紹介した。 (福祉課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布を行った。希望により部落への出前説明を実施した。	随時	(健康対策課) 母子手帳交付時や母子保健事業等随時、妊娠・出産・育児に関する制度等を紹介する。 (福祉課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布を行っている。希望により部落への出前説明を実施する。
		・町内企業等を対象にした健康づくり出前講座	町民	(町民生活課) (福祉課) 健康対策課	25~29	通年	町内事業所の要請に基づき、保健師・栄養士、医師等を派遣しての健康づくり出前講座事業を実施する。	町内事業所の要請に基づき、保健師・栄養士、医師等を派遣しての出前講座事業を行った。 【実施講座及び参加者数】 ・歯と口の健康(1事業所):162名、 ・食生活(1事業所):49名、 ・心と身体の健康(1事業所):82名	通年	町内事業所の要請に基づき、保健師・栄養士、医師等を派遣しての出前講座事業を行った。 【実施講座及び参加者数】 ・歯と口の健康(1事業所):162名、 ・食生活(1事業所):49名、 ・心と身体の健康(1事業所):82名		
⑤	・子育てに関わる地域活動の支援	・子育て支援センターでの研修会開催	保護者等	町民生活課	25~29	通年	5カ所の子育て支援センターで開催する。	5カ所の子育て支援センターで開催した。	4~9月	5カ所の子育て支援センターで開催した。	通年	5カ所の子育て支援センターで開催する。

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援(新規)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)		平成26年度進捗状況(年間)		平成27年度の具体的取り組み
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・男女共同参画に立った啓発の促進	・ワーク・ライフ・バランス等の広報啓発	町民	社会教育課	25～29	通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。	10月31日男女共同参画フォーラムにて配布予定。	10月	10月31日男女共同参画フォーラムにて配布した。	通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。
②	・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについての広報啓発	町民	社会教育課	25～29	通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。	10月31日男女共同参画フォーラムにて配布予定。	10月	10月31日男女共同参画フォーラムにて配布した。	通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。

■基本テーマ3 だれもが健康で安心して暮らせる環境の整備

●重点目標7 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 高齢者福祉計画、障がい福祉計画の推進(新規)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)		平成26年度進捗状況(年間)		平成27年度の具体的取り組み
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・高齢者の社会参加活動の促進	・シルバー人材センター運営支援	高齢者	福祉課	25～29	7月・9月・12月	シルバー人材センター運営補助金を3回に分けて交付する。	シルバー人材センター運営補助金を交付。7月2,050,000円 9月1,000,000円	7月・9月	シルバー人材センター運営補助金を交付。7月2,050,000円 9月1,000,000円	7月・9月・12月	シルバー人材センター運営補助金を3回に分けて交付する。
		・介護保険・高齢者福祉計画の推進	高齢者	福祉課	25～29	7月～11月	第6期介護保険事業計画策定する。	第6期介護保険事業計画策定中。	7月～3月	第6期介護保険事業計画策定中。	7月～1月	策定委員会を4回開催し検討を重ね3月末に策定する。
		・介護予防教室の実施	高齢者	福祉課	25～29	通年	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内17会場で開催予定。	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内17会場で開催中。	通年	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内17会場で開催した。	通年	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内17会場で開催する。
		・サークル活動支援事業の実施	高齢者	福祉課	25～29	4月・8月・12月	65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を支払う。サークル数69サークル。	サークル活動状況の確認。月額2,000円の活動費支払い69サークル。	4月～7月	サークル活動状況の確認。月額2,000円の活動費支払い69サークル。	4月・8月・12月	65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を助成する。
		・活動拠点の整備及び利用促進	高齢者	福祉課	25～29	通年	コーディネーター2名配置	コーディネーター2名配置	通年	コーディネーターを2名配置した。	通年	コーディネーターを2名配置する。
		・老人クラブ女性リーダー交流会支援	老人クラブ女性リーダー	福祉課	25～29	7月	市町村老く連女性リーダー研修会に参加予定。	市町村老く連女性リーダー研修会の開催なく、不参加。	7月	市町村老く連女性リーダー研修会の開催なく、不参加。	7月	市町村老く連女性リーダー研修会に参加。
②	・総合的な障がいのある人の施策の推進	・琴浦町障害者計画の推進	町民	福祉課	25～29	通年	必要な福祉サービスの支給と決定。	琴浦町障害者計画の策定中。障がい者実態ニーズ調査を6月に実施。ニーズ調査の集計結果が出次第、計画に反映させる。	8月～3月	琴浦町障害者計画の策定中。障がい者実態ニーズ調査を6月に実施。ニーズ調査の集計結果を計画に反映させた。	通年	必要な福祉サービスの支給を決定。
③	・介護における男女共同参画意識の啓発	・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉課	25～29	H27.3.7開催予定	体験発表、講演会、認知症落語などの内容で実施予定。	体験発表、講演会、認知症落語などの内容で実施予定。	3月	3月7日に認知症フォーラムを開催。体験発表、講演会、認知症落語などの内容で実施した。	H27.3.7	「地域でささえる認知症 つなげよう支援の輪」をテーマに対談、寸劇を行う。
		・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉課	25～29	H27.3.7開催予定	体験発表、講演会、認知症落語などの内容で実施予定。	体験発表、講演会、認知症落語などの内容で実施予定。	3月	3月7日に認知症フォーラムを開催。体験発表、講演会、認知症落語などの内容で実施した。	H27.3.7	「地域でささえる認知症 つなげよう支援の輪」をテーマに対談、寸劇を行う。
		・企業に認知症サポーターを養成する ・小・中学校にキッズサポーターを養成する ・地域住民に認知症サポーターを養成する	町内事業所 小・中学校 地域住民	福祉課	25～29	通年	小・中学校、地域、事業所等で認知症サポーター養成講座を開催。	10月28日、聖郷小学校6年生にキッズサポーター養成講座を開催予定。	通年	10月28日、聖郷小学校6年生にキッズサポーター養成講座を開催した。	通年	小・中学校、地域、事業所等で認知症サポーター養成講座を開始する。

④	・認知症への理解の啓発	・認知症予防検診「ひらめきはつつ教室」の開催	町民	福祉課	25～29	9月～12月	琴浦町在住で、要介護・要支援認定を受けていない方。町内各地区公民館で12回開催予定。認知症紙芝居、介護予防体操、レクリエーションを行う。	9月25日 午前 以西地区公民館で開催。9月26日 午前 古布庄地区公民館で開催。10月21日 午前 下郷地区公民館で開催予定。10月24日 午前・午後 浦安地区公民館で開催予定。11月12日 午前 安田地区公民館で開催予定。11月17日 午前・午後 赤碕地区公民館で開催予定。12月2日 午前 成美地区公民館で開催予定。12月3日 午前・午後 八橋地区公民館で開催予定。教室の内容は、介護予防の話、体操、レクリエーションを行う。	9月～12月	9月25日 午前 以西地区公民館で開催。9月26日 午前 古布庄地区公民館で開催。10月21日 午前 下郷地区公民館で開催予定。10月24日 午前・午後 浦安地区公民館で開催予定。11月12日 午前 安田地区公民館で開催予定。11月17日 午前・午後 赤碕地区公民館で開催予定。12月2日 午前 成美地区公民館で開催予定。12月3日 午前・午後 八橋地区公民館で開催予定。教室の内容は、介護予防の話、体操、レクリエーションを行う。	通年	認知症紙芝居、介護予防ミニ体操、レクリエーション等を各部落公民館や高齢者クラブ、高齢者サークル、地域のサロン等で開催する。
⑤	・男性の家族介護者教室の開催	・家族介護者教室開催及び男性参加推進	町民	福祉課	25～29	通年	要介護高齢者を在宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回開催。	要介護高齢者を在宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回開催。男性家族介護者に参加の呼びかけを行っている。	通年	要介護高齢者を在宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回開催。男性家族介護者に参加の呼びかけを行っている。	通年	要介護高齢者を自宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回開催。男性家族介護者や若年性認知症を抱える家族介護者に参加の呼びかけを行う。

施策の方向(2) ひとり親家庭に対する支援(新規)

第2次NO	具体的施策	実施計画			平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み			
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	
①	・ひとり親家庭の生活安定と自立支援	・県母子家庭等対策総合支援事業推進	ひとり親家庭	福祉課	25～29	通年	高等技能職業訓練促進費の活用、継続1件。	高等職業訓練促進費の活用、継続1件。	通年	高等職業訓練促進費の活用、継続1件。	通年	高等職業訓練促進費の活用。
		・町・県営住宅優先入居制度の実施	ひとり親家庭	建設課	25～29	通年	1次募集で優先入居制度を実施する。	1次募集で優先入居制度を実施している。	通年	1次募集で優先入居制度を実施した。	通年	1次募集で優先入居制度を実施する。
		・入学支度金の支給	ひとり親家庭	福祉課	25～29	4月、5月	小・中学校入学者に対し1万円支給(支給要件有)対象者24件。	小・中学校入学者に対し1万円支給(支給要件有)対象者24件。5月で終了。	4月、5月	小・中学校入学者に対し1万円支給(支給要件有)対象者24件。5月で終了。	4月・5月	小・中学校入学者に対し1万円支給する(支給要件有)。

施策の方向(3) 在住外国人の支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み		
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・国際交流やボランティア活動への支援	・国際交流協会との連携	町民	商工観光課	25～29		国際交流協会に対して、よりん彩人材バンク情報・図書情報等の情報提供を行う。	新たな国際交流への取組の情報提供を行った。 国際交流協会会員等が行う文化交流に対し国際交流コーディネーターが支援を行った。 国際交流事業の推進に協力を得た。	通年	新たな国際交流への取組の情報提供を行った。 国際交流協会会員等が行う文化交流に対し国際交流コーディネーターが支援を行った。 国際交流事業の推進に協力を得た。	通年	国際交流協会に対して、よりん彩人材バンク情報・図書情報等の情報提供を行う。
②	・外国人が暮らしやすい環境整備	・外国語の母子手帳の交付対応	町民	健康対策課	25～29	通年	外国語(英語・タイ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応。 ※H26.9月末現在 交付実績なし。	外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応。 ※H26.9月末現在 交付実績なし。	通年	外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応。 ※H26.9月末現在 交付実績なし。	通年	外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応の実施。
		・リーフレット等の多国語対応及び、関係機関と連携してのDV等諸問題への対応	町民	町民生活課	25～29	通年	財団からのリーフレットを紹介した。 する。	財団からのリーフレットを紹介した。	4～9月	財団からのリーフレットを紹介した。	通年	財団からのリーフレットを紹介する。
		・日本語クラスの開催	在住外国人	町民生活課	25～29	5～10月	毎週水曜日開催する。 ボランティアの方と日本語を学習し、コミュニケーションを図りながら言葉の習得支援を実施した。 する。	毎週水曜日開催 ボランティアとコミュニケーションをとりながらの日本語学習を支援した。	5～10月	毎週水曜日開催 ボランティアとコミュニケーションをとりながらの日本語学習を支援した。	-	実施しない。
	・在住外国人交流事業の実施	在住外国人	町民生活課	25～29	5月～2月	日本語文化に触れる機会としてを設ける。交流のつどい、交流広場をとして開催する。	町内等をめぐりながらコミュニケーションを取り合い日本文化の体験を行なった。	6・9月	町内等をめぐりながらコミュニケーションを取り合い日本文化の体験を行なった。	5月～2月	日本語文化に触れる機会として、交流のつどい、交流広場、異文化料理教室を開催する。	
③	・国際感覚を身に付ける学習機会の提供	・韓国語講座の開催	町民	商工観光課	25～29	通年	国際交流員により入門・初級・中級の講座を開催する。	国際コーディネーター主体による韓国語講座開講	通年	国際コーディネーター主体による韓国語講座を開講した。	-	実施しない。
		・外国語指導助手による外国語指導及び外国文化体験を通した国際交流感覚の涵養	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	外国語指導助手を活用し、特別活動、総合的な学習の連携による国際理解教育を行う。	小学校(週2回)・中学校(随時)において外国語指導助手(ALT)を活用し、特別活動、総合的な学習の時間等を連携し、国際理解教育を行った。	通年	小学校(週2回)・中学校(随時)において外国語指導助手(ALT)を活用し、特別活動、総合的な学習の時間等を連携し、国際理解教育を行った。	通年	外国語指導助手を活用し、特別活動、総合的な学習など様々な機会を捉えて国際理解教育を行う。

●重点目標8 あらゆる暴力の根絶
 施策の方向(1) あらゆる暴力を許さない社会づくり

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)		平成26年度進捗状況(年間)		平成27年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	
①	・女性に対する暴力防止への社会的認識の徹底・推進	・公民館等での講演会の開催	町民	社会教育課	25～29		※東伯文化センターが学習機会を設定される予定。		未実施		6月	公民館と連携して講座を開催する。	
		・相談窓口の設置及び広報による啓発	町民	町民生活課	25～29	通年	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載する。	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載	4～9月	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載した。	通年	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載する。	
②	・DV被害対応マニュアルの充実	・DV関係機関相談対応マニュアルの活用	町民	町民生活課	25～29	通年	相談時にマニュアルを活用して対応する。	相談時にマニュアルを活用して対応。	4～9月	相談時にマニュアルを活用して対応した。	通年	相談時にマニュアルを活用して対応する。	
③	・DVに対する予防と認識の啓発	・要保護対策地域協議会と連携したパープルリボンの啓発活動の実施	町民	町民生活課	25～29	11月	ペアレントトレーニング等で町民生活課窓口にてリーフレット及びティッシュを配付しPRする。トライアルで街頭PRを実施。		11月	町民生活課窓口にてリーフレット及びティッシュを配架。11月にトライアル東伯店で該当啓発を実施した。	11月	町民生活課窓口にてリーフレットを配置しPRする。	
		・町広報誌に啓発記事を掲載	町民	町民生活課	25～29	11月	『広報ことうら』11月号に関連記事を掲載する。		11月	広報ことうら11月号に啓発記事を掲載した。	11月	『広報ことうら』11月号に関連記事を掲載する。	
		・児童生徒に対する教育	児童・生徒	教育総務課	25～29		中部圏域で開催されるDV予防啓発支援員及びDV被害者支援関係職員研修会へ教職員を派遣し、児童生徒への指導力を高める。	平成27年2月開催予定の中部圏域DV予防啓発支援員及びDV被害者支援関係職員研修会へ教職員の派遣を行うよう計画した。	H27.2	平成27年2月開催予定の中部圏域DV予防啓発支援員及びDV被害者支援関係職員研修会へ教職員の派遣を行うよう計画した。	随時	DVに関する研修等へ教職員を派遣し、教職員の指導力を高める。特別活動、総合的な学習等を活用して、DVに関する児童生徒への啓発を行う。	

施策の方向(2) 被害者及び加害者に対する相談・支援体制の充実

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)		平成26年度進捗状況(年間)		平成27年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	
①	・公的相談機関と民間支援団体との連携	・中部地区ネットワーク会議への参加	町民	町民生活課	25～29	通年	中部地区DVネットワーク会議に参加し情報共有する。	中部地区DVネットワーク会議に参加し情報共有した。	4・6・8月	中部地区DVネットワーク会議に参加し情報共有した。	通年	中部地区DVネットワーク会議に参加し情報共有する。	
②	・支援体制の充実	・相談窓口の設置及び関係機関への紹介	町民	町民生活課	25～29	通年	窓口を町民生活課に設置し、ネットワーク会議の関係機関を紹介する。	中部地区DVネットワーク会議に参加し相談窓口を紹介した。	4月	中部地区DVネットワーク会議に参加し相談窓口を紹介した。	通年	窓口を町民生活課に設置し、ネットワーク会議の関係機関を紹介する。	
		・要保護児童対策地域協議会と連携した個別支援会議の開催	町民	町民生活課	25～29	必要時	個別支援会議の中で、DVの視点に立って協議する。	個別支援会議の中で、DVの視点に立って協議した。	8月	個別支援会議の中で、DVの視点に立って協議した。	必要時	個別支援会議の中で、DVの視点に立って協議する。	
		・県の相談機関(心と女性の相談室・よりん彩)、及び県の実施している24時間電話相談体制を毎月広報。	町民	町民生活課	25～29	通年	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載する。	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載	4～9月	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載した。	通年	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載する。	

●重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

施策の方向(1) 生涯を通じた男女の身体と心の健康づくりの推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)		平成26年度進捗状況(年間)		平成27年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	
①	・健康管理の支援・相談体制の整備	・国保特定検診・後期高齢者健康診査受診啓発・健康指導	町民	健康対策課	25～29	通年	受診券の配布時、セット検診実施時期、セット検診終了時など時期に合わせた受診勧奨を行う。	受診券の配布時、セット検診実施時期、セット検診終了時など時期に合わせた受診勧奨を行った。 ・受診券配布時 4月(個別通知) ・セット検診開始時期 5月(個別通知、新聞折込) ・セット検診実施期間中 7月(個別通知、新聞折込)	通年	受診券の配布時、セット検診実施時期、セット検診終了時など時期に合わせた受診勧奨を行った。 ・受診券配布時 4月(個別通知) ・セット検診開始時期 5月(個別通知、新聞折込) ・セット検診実施期間中 7月(個別通知、新聞折込)	通年	受診券の配布時、セット検診実施時期、セット検診終了時など時期に合わせた受診勧奨および、特定保健指導を行う。	
		・健康ことうら計画の推進	町民	健康対策課	25～29	通年	健康づくり推進委員会において、計画の推進等を協議する。	健康づくり推進委員会において、平成25年度の取り組み状況及び進捗状況の確認を行い、平成26年度の取組について協議を行った。	7月	健康づくり推進委員会において、平成25年度の取り組み状況及び進捗状況の確認を行い、平成26年度の取組について協議を行った。	通年	健康づくり推進委員会において、計画の推進等を協議する。	
		・健康つくりウォーキング事業	町民	健康対策課 社会教育課	25～29	通年 5～8・9～12・1～3月	(健康対策課) ノルディックウォーク体験会を開催する。 ノルディックウォーク指導員養成講座を開催する。 公民館活動等への体験会開催に向けた協議等を行う。 (社会教育課【総合体育館】) 元気体操教室「ノルデック ウォーキング教室」を行う。	(健康対策課) ノルディックウォーク体験会を開催した。(5月～7月3回実施) ノルディックウォーク指導員養成講座の開催について計画をした。(11月開催) ノルディックウォーク指導員養成講座受講希望者に対し、事前研修会を実施(9/28) 古布庄地区、下郷地区公民館でノルディックウォーク体験教室を開催した。(計3回) (社会教育課) 3期(5～8月・9～12月・1～3月)に分けて教室を実施した。 ・集団セット検診等を実施する。	通年	(健康対策課) ノルディックウォーク体験会を開催した。(5月～7月3回実施) ノルディックウォーク指導員養成講座を11月開催した。 ノルディックウォーク指導員養成講座受講希望者に対し、事前研修会を実施(9/28) 古布庄地区、下郷地区公民館でノルディックウォーク体験教室を開催した。(計3回) (社会教育課) 3期(5～8月・9～12月・1～3月)に分けて教室を実施した。 ・集団セット検診等を実施する。	通年 5～8・9～12・1～3月	(健康対策課) ・ノルディックウォーク体験会を開催する。 ・公民館活動等への体験会開催に向けた協議等を行う。 (社会教育課【総合体育館】) 元気体操教室「ノルデック ウォーキング教室」を行う。	
		・子宮・胃・大腸・乳・肺・前立腺がん検診の実施	町民	健康対策課	25～29	5月～2月	・集団セット検診等を実施する。 平日集団セット検診(年14日) 休日集団セット検診(年3日) 補足集団セット検診(年1日) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(7月～2月) ・胃がん検診個人負担金を引き下げる。 ・大腸がん検診・胃がん検診対象年齢引き下げる。	平日集団セット検診(5月～8月に14日実施) 休日集団セット検診(8月に1日実施。残り2日) 補足集団セット検診(11月に1日実施予定) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(7月～2月、実施中) ・胃がん検診個人負担金を引き下げた。 ・大腸がん検診・胃がん検診対象年齢を30歳以上と引き下げた。	5月～2月	平日集団セット検診(5月～8月に14日実施) 休日集団セット検診(8月に1日実施。残り2日) 補足集団セット検診(11月に1日実施予定) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(7月～2月、実施中) ・胃がん検診個人負担金を引き下げた。 ・大腸がん検診・胃がん検診対象年齢を30歳以上と引き下げた。	5月～2月	・集団セット検診等を実施する。 平日集団セット検診(年14日) 休日集団セット検診(年3日) 補足集団セット検診(年1日) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(7月～2月)	
		・子宮頸がん予防接種助成事業の実施	生徒	健康対策課	25～29	通年	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応する。	接種希望者に接種券を発券し対応した。	通年	接種希望者に接種券を発券し対応した。	通年	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応する。	
		・健康相談会、健康教室の実施	町民	健康対策課	25～29	通年	・定例・随時健康相談会を実施する。 ・健康づくり講演会、部落等健康教室を開催する。	定例・随時健康相談会の実施及び健康教室を開催した。 (定例健康相談会) ・会場 保健センター・いきいき健康センター ・回数 各会場とも3回実施 (随時健康相談会) ・回数 8回(健康教室開催時に同時開催されたものを含む) (健康教室) ・回数 31回	定例・随時健康相談会の実施及び健康教室を開催した。 (定例健康相談会) ・会場 保健センター・いきいき健康センター ・回数 各会場とも3回実施 (随時健康相談会) ・回数 8回(健康教室開催時に同時開催されたものを含む) (健康教室) ・回数 31回	通年	定例・随時健康相談会の実施及び健康教室を開催した。 (定例健康相談会) ・会場 保健センター・いきいき健康センター ・回数 各会場とも3回実施 (随時健康相談会) ・回数 8回(健康教室開催時に同時開催されたものを含む) (健康教室) ・回数 31回	通年	・定例・随時健康相談会を実施する。 ・健康づくり講演会、部落等健康教室を開催する。

	※追加 ・町内企業等を対象にした健康講座の実施	町民	健康対策課	25～29					通年	協会けんぽと連携を強化しながら、町内事業所の要請に基づき、医師・保健師・栄養士等を派遣しての健康講座を実施する。	
	・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 健康対策課	25～29	通年	(社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室を開催する。 (健康対策課) 指導者として食生活改善推進員を派遣する。	(健康対策課) 指導者として食生活改善推進員を派遣した。	通年	(健康対策課) 指導者として食生活改善推進員を派遣した。	通年	(健康対策課) ・指導者として食生活改善推進員を派遣する。 ・男子キッチンを実施する。 (社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室を開催する。
	・心と身体 <small>の</small> 健康相談実施	町民	健康対策課	25～29	通年	定例健康相談と同時開催する。 (会場:保健センター)	定例健康相談と同時開催した。 (会場:保健センター)	通年	定例健康相談と同時開催した。 (会場:保健センター)	通年	定例健康相談と同時開催する。 (会場:保健センター、年6回)
	・ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のこと)養成研修の実施	町民	健康対策課	25～29	通年	各地区を対象とした講演会、健康教育を要望に応じて行う。	各地区を対象とした講演会、健康教育を要望に応じて行う予定。	通年	各地区を対象とした講演会、健康教育を要望に応じて行った。	通年	各地区、事業所を対象とした講演会、健康教育を要望に応じて行う。
	・よりよい睡眠、うつ予防に関する健康教育の実施	町民	健康対策課	25～29	通年	要望に応じて、各地区・団体等を対象に健康教育を行う。	要望に応じて、各地区・団体等を対象に健康教育を行った。 実績:講演「心と身体の健康」(1事業所):82名	通年	要望に応じて、各地区・団体等を対象に健康教育を行った。 実績:講演「心と身体の健康」(1事業所):82名	通年	要望に応じて、各地区・団体等を対象に健康教育を行う。

施策の方向(2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

第2次 NO	具体的施策	実施計画			平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み			
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容		
①	・性教育の推進	・学校教育における性教育の充実	児童・生徒・保護者	健康対策課 教育総務課	25～29	通年 時期未定	(健康対策課) 両中学校で3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を開催予定。日程は調整中により未定。 (教育総務課) 日常の学校教育全体を通じて生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観の醸成と、性に関する健全な意識の醸成に努めた。 生徒、保護者、教職員を対象とした性教育講演会を12月に計画した。	(健康対策課) 両中学校で3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を1月30日に開催した。 (教育総務課) 日常の学校教育全体を通じて生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観の醸成と、性に関する健全な意識の醸成に努めた。 生徒、保護者、教職員を対象とした性教育講演会を12月に実施した。	12月、1月	随時	(健康対策課) 両中学校で3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を開催予定。 (教育総務課) 日常の学校教育活動全体を通じて生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観の醸成と、性に関する健全な意識の醸成に努める。 児童・生徒、保護者、教職員を対象とした性教育に関する学習・研修会の機会を設定する。	
②	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念に関する普及・啓発	・赤ちゃん訪問時に 家族計画 について啓発	町民	健康対策課	25～29	随時	赤ちゃん訪問時に啓発する。	赤ちゃん訪問時に啓発を行った。	随時	赤ちゃん訪問時に父母に対し、家族計画について啓発を行った。	随時	・赤ちゃん訪問時に父母に対し、家族計画(妊娠、出産、避妊等)について、パンフレットを用いて説明・啓発する。
		※追加 ・妊娠・出産のリミット、不妊予防について啓発	町民	健康対策課	25～29						随時・1月	・婚姻届出時および成人式の際に、妊娠・出産のリミット、不妊予防についてのパンフレットを配布して啓発する。
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6/13	八橋・浦安・上郷・下郷・古布庄地区公民館と連携して講演会を開催する。	八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄地区公民館と講演会を共催した。 演題:あなたの知らない カラダの話 講師:ミオ・ファティリティ・クリニック 看護師 葉山美紀子さん 内容:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄地区公民館と講演会を共催した。 演題:あなたの知らない カラダの話 講師:ミオ・ファティリティ・クリニック 看護師 葉山美紀子さん 内容:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	6月13日	6月	公民館と連携して講座を開催する。

施策の方向(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画			平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み			
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容		
①	・性感染症等防止対策の推進	・ホームページ等での情報提供	町民	健康対策課	25～29	6月・12月	ホームページ、町報にて情報提供する。	HIV検査週間にあわせ、町報にて保健所で行われるHIV検査等の情報提供を行った。	6月	HIV検査週間にあわせ、町報にて保健所で行われるHIV検査等の情報提供を行った。	6月・12月	ホームページ、町報にて情報提供する。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	通年	特別活動、保健体育授業の時間を中心に学習指導を行う。	中学校で生徒、保護者、教職員を対象とした性教育講演会を12月に実施し、性感染症の知識や理解を深める事により予防対策を推進するよう計画をした。	12月	中学校で生徒、保護者、教職員を対象とした性教育講演会を12月に実施し、性感染症の知識や理解を深める事により予防対策を推進するよう努めた。	12月	特別活動、保健体育授業の時間を中心に性教育に関する学習指導を行い、正しい知識、相手を思いやる気持ち、生命を尊重する態度を育てる。
		・成人式で新成人にパンフレット等の配布	新成人	健康対策課	25～29	1月	成人式にエイズ予防啓発のパンフレットを配布予定。	配布するエイズ予防啓発パンフレットの検討を行った。	9月	配布するエイズ予防啓発パンフレットの検討を行った。	1月	成人式にエイズ予防啓発のパンフレットを配布する。
②	・薬物乱用防止対策の推進	・防災無線等での情報提供	町民	健康対策課	25～29	随時	ポスター掲示する。	ポスター掲示、ホームページ等で情報提供予定。	随時	ポスター掲示、ホームページ等で情報提供を行った。	随時	ポスター掲示、町報等にて情報提供する。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	通年	薬物乱用防止教育研修会へ参加し、指導力を高めるとともに、啓発リーフレットを配布し、薬物乱用防止対策の推進を図る。	中学校において、10月からの麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間に情報コーナーで麻薬・覚醒剤等の乱用の弊害などを訴えるポスターの掲示やリーフレットの配布を行った。	随時	中学校において、10月からの麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間に情報コーナーで麻薬・覚醒剤等の乱用の弊害などを訴えるポスターの掲示やリーフレットの配布を行った。	随時	10月から11月にかけての麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間に、情報コーナーで麻薬・覚醒剤等の乱用の弊害などを訴えるポスターの掲示やリーフレットの配布を行う。 保健体育授業において薬物乱用防止教育・指導を行う。

■プランの推進体制充実のための具体的施策

第2次 NO	具体的施策	実施計画			平成26年度の具体的取り組み		平成26年度進捗状況(4月～9月)	平成26年度進捗状況(年間)	平成27年度の具体的取り組み			
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施内容	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・本町行政内の男女共同参画行政推進体制の確立	・町男女共同参画行政推進会議の設置及び開催	町	企画情報課	25～29		2次プラン実施計画に基づき年間事業計画を作成し、男女共同参画推進を円滑に進める。	行政推進会議を開催し、年間行事計画を確認。計画に沿って事業を円滑に進めるよう確認。	5月	行政推進会議を開催し、年間行事計画を確認。計画に沿って事業を円滑に進めるよう確認した。	4月	2次プラン実施計画に基づき平成27年度の年間事業計画を作成し、男女共同参画推進を円滑に進める。
		・職員の意識改革と資質向上のための研修会開催(年1回以上行う)	町職員	総務課 企画情報課	25～29	秋頃	職員を対象とした研修会を開催する。	未実施(研修内容、講師の選定、開催時期など年度内開催に向け準備を進め、又講演会、フォーラムへの参加を積極的に促す。)	随時	職員研修は未実施。講演会やフォーラム等への参加を積極的に促した。	秋頃 通年	職員を対象とした研修会を開催する。講演会、フォーラムへの参加を積極的に促す。
②	・町民・事業者等との協力と連携の推進	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	町民等	全課	25～29		必要に応じて連携する。	必要に応じて連携している。	通年	必要に応じて連携した。	通年	必要に応じて連携する。
③	・進捗状況の把握	・男女共同参画行政推進会議により、町プラン及び本実施計画についての、 ○進捗状況の把握 ○施策効果の検証・評価を毎年度行う。	町	企画情報課	25～29	H26.11～ H27.3月	・オータムレビュー時期にプラン及び本実施計画についての進捗状況を把握する。 ・1月頃から行政推進会議にて施策効果の検証・評価を行い、次年度の取組に反映させる。	オータムレビューに向けて、26年度の事業進捗状況を取りまとめた。今後、課題等を検証し、次年度事業に向けて検討する。	10月、3月	オータムレビューに向けて、26年度の事業進捗状況を取りまとめた。今後、課題等を検証し、次年度事業に向けて検討した。	10月 1月	オータムレビュー時期にプラン及び本実施計画についての進捗状況を把握する。 行政推進会議で施策効果の検証・評価を行い、次年度の取組みに反映させる。
		・上記にて把握された具体的施策の進捗状況及びプランの進捗に係る主要指標の公表	町民	企画情報課	25～29	H27.4月	施策の進捗状況及びプランの進捗に係る主要指標を公表する。	25年度の実施状況と26年度の具体的取組内容を審議会委員に報告し、HPで公表した。	7月	25年度の実施状況と26年度の具体的取組内容を審議会委員に報告し、HPで公表した。	11月～ 3月	施策の進捗状況及びプランの進捗に係る主要指標を公表する。
		・上記にて把握された進捗状況の男女共同参画審議会への報告及び意見聴取	男女共同参画審議会	企画情報課	25～29	H27.3月	年度末に施策及びプランの進捗状況を報告し、意見を聴取する。	年末までに審議会に進捗状況を報告し、次年度に向けての意見を聴取する。	12月	審議会に進捗状況を報告し、次年度に向けての意見を聴取した。	10月、3月	年2回、審議会に進捗状況を報告し、次年度に向けての意見を聴取する。
④	・国・県及び他の市町村との連携	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	国・県等	全課	25～29		必要に応じて連携する。	必要に応じて連携している。	通年	必要に応じて連携した。	通年	必要に応じて連携する。